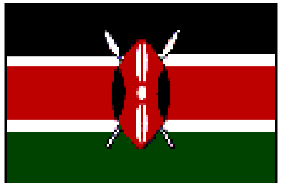

国別情報（ケニア）

2026年5月

三菱UFJリサーチ＆コンサルティング
海外環境協力センター（OECC）

ケニア

1. 一般情報

省庁体制

※太字・下線はJCMの合同委員会メンバー

行政府

- 内務省（Ministry of Interior and National Administration）
- **国庫と経済計画（The National Treasury and Economic Planning）**
- **外務・ディアスポラ省（Ministry of Foreign and Diaspora Affairs）**
- **環境・林業省（Ministry of Environment and Forestry）**
- 農業・畜産開発省（Ministry of Agriculture and Livestock Development）
- **エネルギー・石油省（Ministry of Energy and Petroleum）**
- 水・衛生省（Ministry of Water and Sanitation）
- 鉱業・ブルーエコノミー・海事省（Ministry of Mining, Blue Economy, and Maritime Affairs）

- **国家環境管理局 (National Environment Management Authority: NEMA)**
- **ケニア産業研究開発研究所（Kenya Industrial Research and Development Institute: KIRDI）**
- **国務省副総裁室（Office of Deputy President State Department for Devolution）**

その他省庁等
- ■ 防衛省（Ministry of Defence）
- ■ 公共サービス、ジェンダー、アファーマティブ・アクション省（Ministry of Public Service, Gender and Affirmative Action）
- ■ 道路交通省（Ministry of Roads and Transport）
- ■ 国土・公共事業・住宅・都市開発省（Ministry of Lands, Public Works, Housing, and Urban Development）
- ■ 情報通信・デジタル経済省（Ministry of Information, Communications and The Digital Economy）
- ■ 保健省（Ministry of Health）
- ■ 貿易投資産業省（Ministry of Trade, Investments and Industry）
- ■ 観光・野生生物・遺産省（Ministry of Tourism, Wildlife and Heritage）

他

（出所）ケニア政府ウェブページ (https://www.president.go.ke/ministries-ke/, 2025年8月25日アクセス)及びJCMウェブサイトより作成

環境省

ケニア

1. 一般情報

経済情勢

- 主要産業：
  - 農業（コーヒー、紅茶、園芸作物、サイザル麻、綿花、とうもろこし、除虫菊）
  - 工業（食品加工、ビール、タバコ、セメント、石油製品、砂糖）
  - 鉱業（ソーダ灰、ほたる石）
- 名目GDP　：1,245億米ドル（2024年：世銀）
- １人当たり名目GNI　：2,110米ドル（2024年：世銀）
- 経済成長率　：4.5%（2024年：世銀）

（出所）外務省「ケニア共和国　基礎データ」（2025年11月6日）（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html, 2026年1月7日アクセス)

ケニア

1. 一般情報

エネルギー供給構成（2024年）

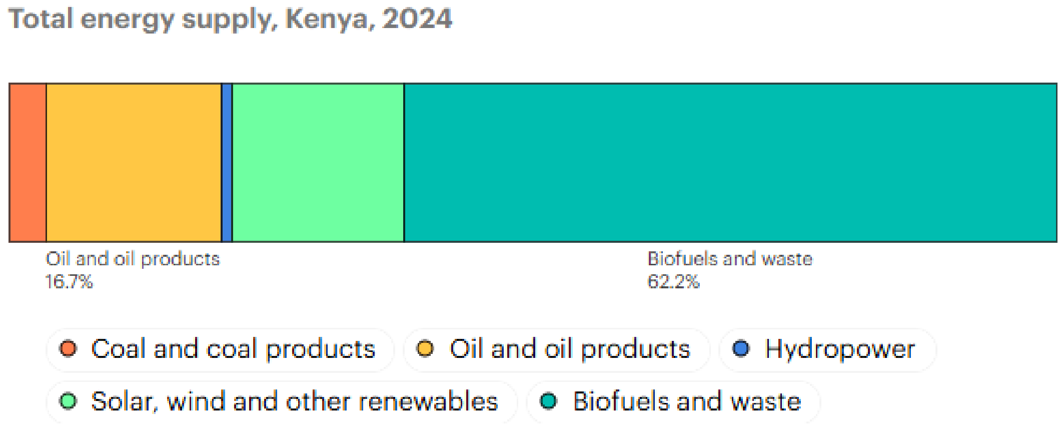

電源構成（2024年）

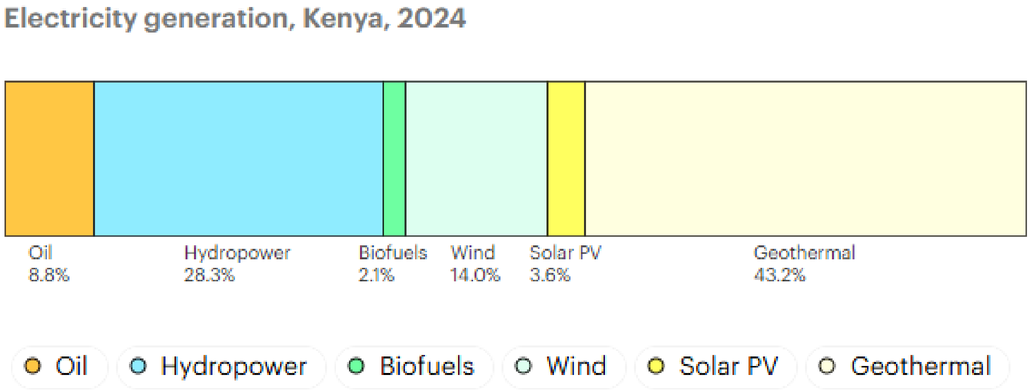

エネルギー源別最終エネルギー消費（2024年）

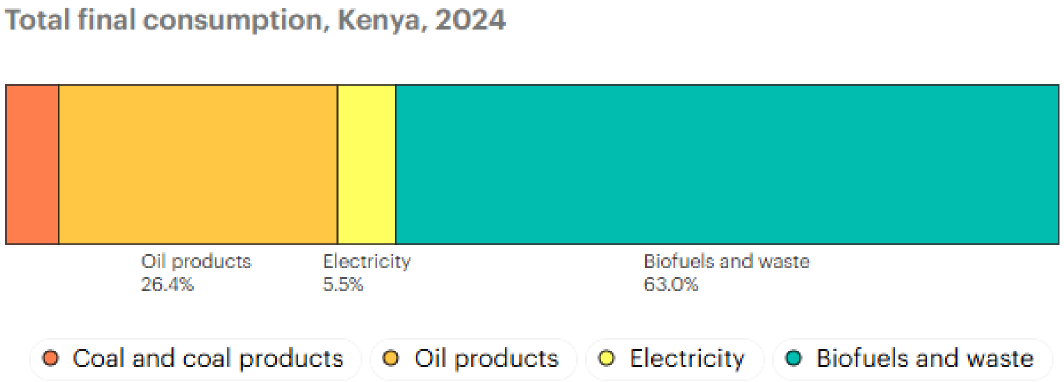

部門別最終エネルギー消費（2024年）

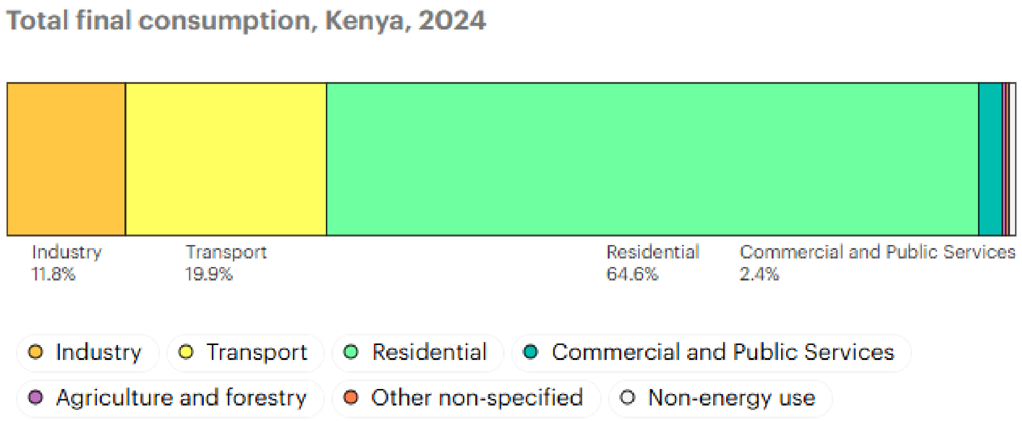

（出所）IEA, World Energy Statistics and Balances（https://www.iea.org/countries/kenya/energy-mix, 2025年12月24日アクセス）

ケニア

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1970年～2024年、LULUCF含まず）

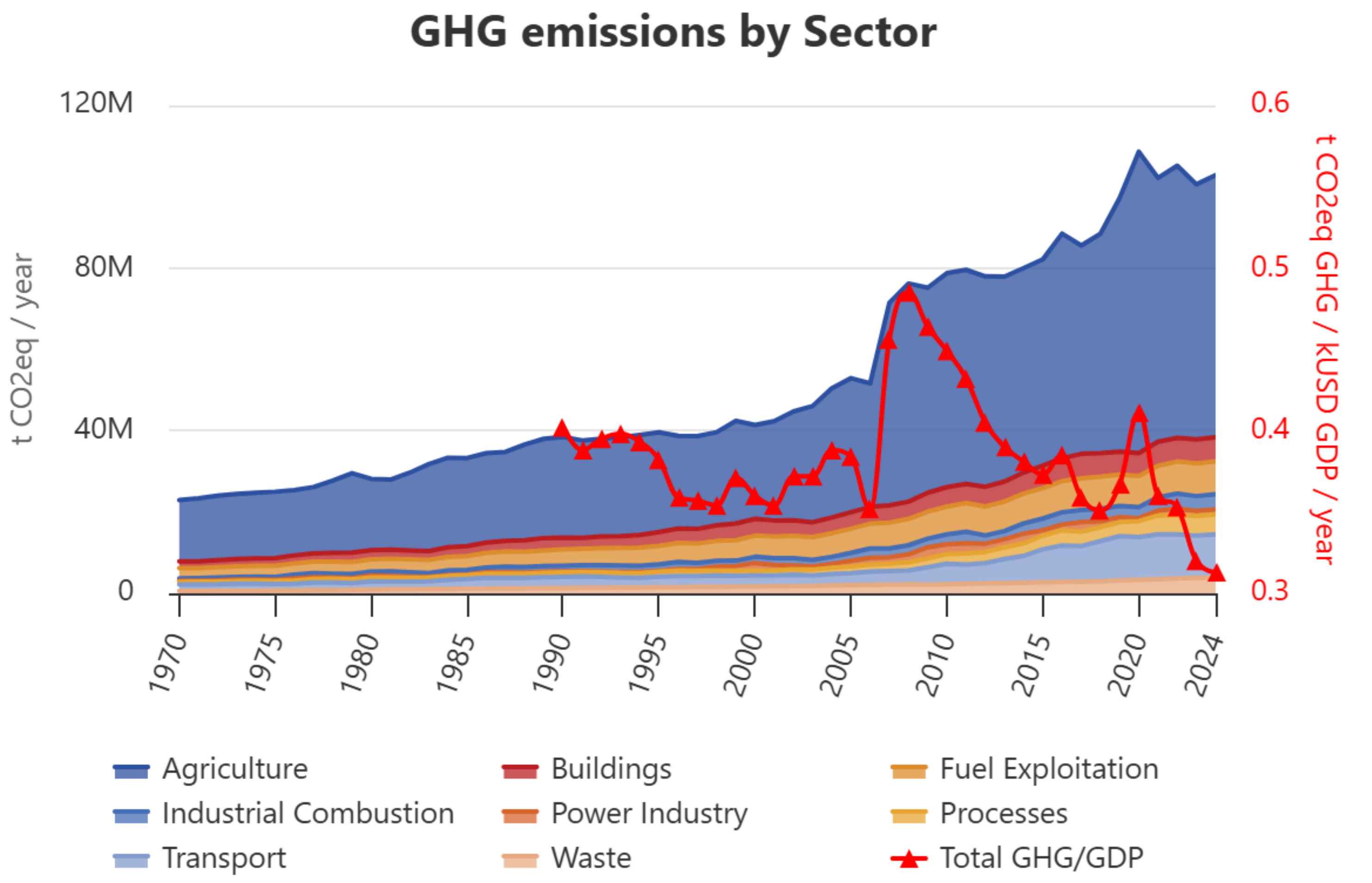

（出所）European Commission, Joint Research Centre, Crippa, M., Guizzardi, D., Pagani, F., Banja, M., Muntean, M., Schaaf, E., Monforti-Ferrario, F., Becker, W.E., Quadrelli, R., Risquez Martin, A., Taghavi-Moharamli, P., Köykkä, J., Grassi, G., Rossi, S., Melo, J., Oom, D., Branco, A., San-Miguel, J., Manca, G., Pisoni, E., Vignati, E. and Pekar, F., GHG emissions of all world countries, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 2024, doi:10.2760/4002897, JRC138862
（https://edgar.jrc.ec.europa.eu/country_profile/KEN, 2025年12月24日アクセス）

ケニア

1. 一般情報

温室効果ガス排出量の推移（1990年～2022年、LULUCF含む）

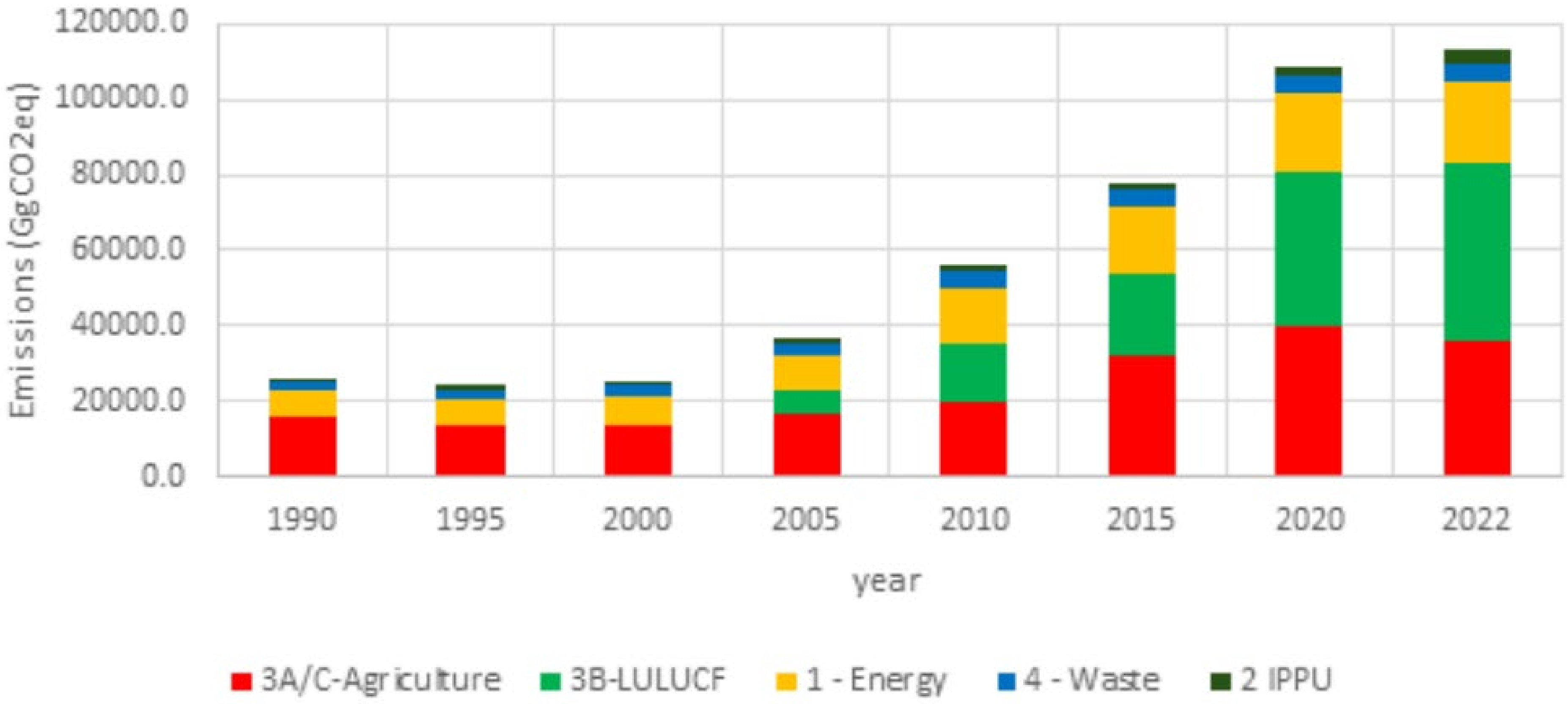

（出所）"Kenya's First Biennial Transparency Report (BTR)"（MINISTRY OF ENVIRONMENT, CLIMATE CHANGE AND FORESTRY, 2024）

ケニア

1. 一般情報

温室効果ガス削減目標（NDC）

目標年	基準	対象	条件付き目標
2035年	BaU比	全セクター	35% 削減*

（出所）“Kenya’s Second Nationally Determined Contribution (2031-2035)” (REPUBLIC OF KENYA, 2025)より作成

*総削減量のうち、80%を条件付き（国際的な支援を条件とした排出削減）、20%を条件なし（国際的な支援が提供されない場合の排出削減）としている

排出削減ポテンシャル（NDCの基準の排出量）

2億1,500万tCO_2e（2035年BaU）

（出所）“Kenya’s Second Nationally Determined Contribution (2031-2035)” (REPUBLIC OF KENYA, 2025)より作成

セクター別の温室効果ガス削減量、政策・対策

セクター	NDC関連政策・対策によるGHG削減量（条件付き・無条件の言及はなし）	政策・対策の概要
エネルギー	90万tCO_2e	FIT制度による再生可能エネルギーの利用促進、管理規則の制定によるエネルギー効率向上など
運輸	設定なし	道路から鉄道への貨物輸送の移行；e-モビリティへの移行；ナイロビとモンバサ間の標準軌鉄道の電気化など
工業プロセス及び製品の使用（IPPU）	設定なし	拡大生産者責任の枠組み整備による製造業での資源効率向上、グリーン技術における技術移転の促進など
廃棄物	設定なし	管理政策の施行による廃棄物削減、持続可能な廃棄物管理体制の構築など
LULUCF	設定なし	森林伐採と森林劣化による温室効果ガス排出の削減と森林の保全・持続可能な森林管理、森林炭素貯蔵量の増強を両立するREDD＋戦略の作成など
農業	設定なし	土壌保全・土壌健康の向上・土壌管理における優良手法の採用に関するガイドライン提供、農家の有する土地に対する植樹と管理スペースの割り当て義務化など

（出所）”Kenya’s First Biennial Transparency Report (BTR)”（MINISTRY OF ENVIRONMENT, CLIMATE CHANGE AND FORESTRY, 2024）より作成

ケニア

1. 一般情報

各種政策・戦略

各種政策・戦略	概要
国家気候変動アクションプラン （National Climate Change Action Plans (2013 - 2017);(2018 - 2022); (2023 - 2027)）	● 2023年更新。 ● 経済の全セクターを対象に、気候変動対策を促進するための行動を記載。5年区切りで更新されており、NDCと適応計画の達成に向けて活用されている。
国家気候変動対応戦略 （National Climate Change Response Strategy）	● 2010年策定。 ● 気候変動に向けて優先的に取り組む措置として、以下を掲げる：孤児作物の促進、農畜産物の加工・貯蔵・価値向上、家畜の品種改良、家畜保険の提供、気候変動意識向上キャンペーンの実施、学校カリキュラムへの気候変動の組み込み。
国家適応計画 2015-2030 （National Adaptation Plan 2015 - 2030）	● 2016年策定。 ● 産業セクターと整合したマクロレベルの適応措置を支援し、気候変動に対する脆弱性を解消することで、長期的なレジリエンスと適応能力の向上を目指すもの。脆弱性及びレジリエンス強化の観点から優先すべき分野について言及。
国家リスクマネジメント枠組み （A Climate Risk Management Framework for Kenya）	● 2016年策定。 ● 気候変動適応、災害リスク管理、持続可能な開発について、国レベルの取組と地域レベルの取組を結びつけることを目的とする。災害にかかる脆弱性の分析・対応能力強化、財政資源の動員、リスク管理研究と情報共有強化等を推奨。
ケニアクライメート・スマート農業戦略 （Kenya Climate-Smart Agriculture Strategy 2017-2026）	● 2017年策定。 ● 気候変動への適応、農業システム回復力の構築、GHG排出量の抑制、食糧と栄養の安全保障強化、生活向上等を目的とした戦略。農民・牧畜民・漁民の適応能力・回復力強化や、排出量を抑制する農業生産システム開発と制度化等を目指す。

（出所）各戦略・計画に基づき作成

ケニア

2. 国内制度

炭素税

- ケニアでは明示的なカーボンプライシングは実装されていないが、燃料税が存在している。
- 燃料税による排出量のカバー率は18.4%と見られる。
  - 同税制の価格的な影響は$CO_2$1トンあたり14.51ユーロと見られている（2023年時点）。

FIT制度

- 2008年にFIT制度開始。2010年、2012年、2021年に改定が行われている。
- 最新の改定では、バイオマス、バイオガス、小水力技術による20MW以下の再生可能エネルギー発電所を適用対象としている。
- 2025年11月の国家エネルギー政策（National Energy Policy 2025–2034）では、FITについて、技術進歩により、再生可能エネルギー技術向けの市場競争力のある料金水準が実現しているとしている。その上で、小水力・バイオマス・バイオガスによる20MW未満の小規模プロジェクトを除き、変動型再生可能エネルギーの新規導入容量（VRE）を再生可能エネルギー入札プロセスを通じて調達するよう記載。

炭素市場

- 2024年、ケニアは気候変動法に基づいて、同国における炭素プロジェクト実施の枠組みを提供する目的で、「気候変動（炭素市場）規則2024」を発表した。
  - 規則では、指定国家機関（DNA）の設立や炭素登録の実施方法、クレジット取引における原則等が定められている。
  - 炭素プロジェクトの申請料金や、プロジェクト設計書の承認や炭素クレジットの発行に係る管理手数料、相当調整料金等も規定されている。
  - 同規則は、コンプライアンス市場・ボランタリークレジット市場双方のプレイヤーに適用される予定である。
- 2025年、ケニアは「気候変動（炭素取引）規則2025」の草案を発表した。
  - 規則では、カーボンバジェットの設定と取引可能な量の管理を支援する委員会の設立、国家気候変動評議会による承認、二国間/多国間取引協定に関する規定・要件などが定められる。
  - ITMOsの承認手続き、炭素登録、取引に関する規定（インセンティブ提供等）も含まれる。

（出所）”PRICING GREENHOUSE GAS EMISSIONS: KEY FINDINGS FOR KENYA”（OECD, 2024（https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/topics/policy-sub-issues/carbon-pricing-and-energy-taxes/carbon-pricing-kenya.pdf, 2025年7月18日アクセス）、”Feed-in-Tariffs Policy on Renewable Energy Resource Generated Electricity (Small-Hydro, Biomass and Biogas)”（Ministry of Energy, 2021）（https://kenyaclimatedirectory.org/resources/6502db12b1f3c, 2025年7月18日アクセス）、”THE DRAFT CLIMATE CHANGE (CARBON TRADING) REGULATIONS, 2025”より作成

ケニア

3. パリ協定6条に基づく手続きや体制の整備

承認（Authorization）

炭素プロジェクトの要件

- 気候変動（炭素市場）規則2024において、気候変動法及び同規則で承認される各炭素プロジェクトは、以下を含む要件を満たす必要があることを規定している。
  - 気候変動法及び気候変動規則2024が定める内容に従うこと
  - セクター固有の基準とセーフガードに従うこと
  - プロジェクト開始前に、独立した監査人（auditor）による認証・妥当性確認を受けること
  - 独立した監査人により、各プロジェクトの結果について検証を受けること　他

承認手続き

- 「気候変動（炭素市場）規則2024」と規則案2025では、承認の手続きについて以下のように規定。
  - プロジェクト提案者は、緩和成果の国際移転の承認について、指定国家機関（DNA）に要請することができる。
  - 上記の要請を受領した場合、DNAは、内閣官房長官の承認を得て、承認レターに規定されている方法で緩和成果の国際移転を承認することができる。
  - 気候変動局は、各申請について、緩和成果の何%をケニアのNDCに利用可能とするか、内閣官に助言する。
  - 承認申請に対する内閣官の対応期限は90日以内。不承認時にプロジェクト提案者は裁判での紛争が可能。

登録簿

- 気候変動（炭素市場）規則2024において、登録簿について規定されている。
  - DNAの長が国家炭素登録簿への国家登録者を担う。
  - 登録者は、登録簿の保持・維持・更新、情報の機密性を確保するための措置を実施する。
  - DNAは以下セクターにおける全プロジェクトの登録簿を維持・更新する：エネルギー、運輸、農業、LULUCF、IPPU、廃棄物。

初期報告・BTR・インベントリ等の提出状況

初期報告

- 未提出

隔年透明性報告書（BTR）

- 2024年12月25日提出

インベントリ等

- 2024年12月30日にNC3を提出
- 2024年12月30日にBUR1を提出

6条4項ホスト締約国参加要件様式

- 2025年10月23日提出

６条承認レター

- 未提出

（出所）”CLIMATE CHANGE ACT THE CLIMATE CHANGE (CARBON MARKETS) REGULATIONS, 2024, LEGAL NOTICE 84 of 2024”、UNFCCCウェブページ”CARP” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/cooperative-implementation/carp, 2025年7月18日アクセス)、UNFCCCウェブページ“Reports” (https://unfccc.int/reports, 2025年7月18日アクセス)、UNFCCCウェブページ”Designated National Authorities (DNAs)” (https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/article-64-mechanism/national-authorities, 2025年7月18日アクセス)

環境省

ケニア

4. JCM概要（2025年12月時点）

二国間文書の署名：2013年6月12日

- 2013年6月12日の初回の署名後、2016年9月5日に更新し、有効期間を2030年まで延長。

ルール・ガイドラインの整備状況

区分	整備事項	状況
共通事項	基本的な一連のルール・ガイドライン類	済
	プロジェクトアイデアノート（PIN）に関する手続きの導入 （実施規則、プロジェクトサイクル手続き）	改定準備中
	パリ協定第6条への対応 （実施規則、プロジェクトサイクル手続き、提案方法論開発ガイドライン、プロジェクト設計書・モニタリング報告書開発ガイドライン）	改定準備中
	ISO 14064-2:2019、ISO 14064-3:2019、ISO 14065:2020への対応 （第三者機関指定ガイドライン、妥当性確認・検証ガイドライン）	改定準備中
	持続可能な開発関連のガイドラインの採択	改定準備中
分野別事項	なし	ー

ケニア

4. JCM概要（2026年3月時点）

承認方法論：3件

Methodology No.	Title	Latest version	Status	Date of approval
KE_AM001	Electrification of communities using Micro hydropower generation	Ver1.0	Valid	03 Feb 16
KE_AM002	Installation of Solar PV System	Ver1.0	Valid	23 Mar 17
KE_AM003	Installation of Run-of-river Small Hydropower Generation Plant	Ver1.0	Valid	23 Mar 17

登録済みプロジェクト：2件

Reference number	Project title	Status	Registration date	Emission Reductions (Average)
KE001	Electrification of communities using Ultra Low Head Micro Hydro Power Generation system	Project registered	27 Jan 20	75
KE002	Introduction of Solar PV System at Salt Factory	Project registered	27 Jan 20	630

発行済みクレジット：974 tCO_2 （両国合計）

Reference number	Project title	Monitoring period	Country	Date of issuance	Amounts of credits issued
KE002	Introduction of Solar PV System at Salt Factory	14 Dec 16 - 31 Dec 18	Kenya	15 Mar 18	486
			Japan	24 Feb 22	488

第三者機関：7機関（うち1機関は一時停止中）

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年3月19日アクセス）

ケニア

4. JCM概要（2025年6月時点）

環境省 JCM設備補助事業案件：4件

事業名	採択年度
冷蔵・冷凍倉庫及びバッテリーケース製造工場への1.7MW屋根置き太陽光発電システムの導入	令和4年
食品加工施設への3.1MW屋根置き太陽光発電システムの導入	令和4年
養鶏場・食肉加工施設・バッテリー工場への2.3MW屋根置き太陽光発電システムの導入	令和4年
製塩工場における太陽光発電プロジェクト	平成27年

環境省 UNIDO-JCM案件：1件

事業名	採択年度
バラ農場への230kW太陽光と蓄電池の導入	令和3年

経済産業省 JCM実現可能性調査・JCMインフラ整備調査事業等採択案件：9件

事業名	採択年度
木質バイオマスガス化発電の小規模地域分散型電源システムにおけるバイオ炭の炭 素貯留の事業化検討	令和3年
ケニア共和国におけるマイクロ水力発電によるコミュニティー電化プロジェクト	平成28年
エチオピア・ケニアにおける送配電線不要の地産地消型未電化地域電化プロジェクトの案件調査	平成26年
小型地熱発電設備の導入によるＪＣＭプロジェクト実現可能性調査	平成26年
再生可能エネルギー技術の普及によるＪＣＭプロジェクト実現可能性調査	平成26年
ソーラーランタン普及に関するJCMプロジェクト実現可能性調査	平成25年
エチオピア連邦民主共和国・ケニア共和国におけるマイクロ水力発電によるコミュニティー電化事業の案件発掘調査	平成25年
ケニア共和国における、再生可能エネルギーを活用したハイブリッド・ミニ・グリッドによる地方電化案件組成調査	平成24年
ケニア共和国　無電化地域における、再生可能エネルギーを活用したホテル・ロッジのエコ化案件発掘調査	平成23年

（出所）地球環境センター(GEC) 二国間クレジット制度(JCM) ウェブページ"事例紹介" （https://gec.jp/jcm/jp/projects/, 2025年6月20日アクセス）、炭素市場エクスプレス ウェブページ"支援事業・調査採択案件"より作成（http://carbon-markets.env.go.jp/jcm/about/support/adoption.html, 2025年6月20日アクセス）より作成

ケニア

5. 日本（JCM）以外のパリ協定6条に基づくアプローチ

● 6条に関する方針

- 「6条4項ホスト締約国参加要件様式」では、ケニアが承認する6条4項に則った活動の種類として、以下が提示された。このうち、パリ協定6条4項規則・様式・手続きV.C.章に沿っており、十全性が高く、持続可能で、変革的なプロジェクトを優先するとしている。

ケニアが想定する6条4項を活用した活動

セクター	技術
エネルギー	・ 再生可能エネルギー ・ エネルギー効率化
運輸	・ 電動車 ・ 持続可能な燃料（SAF・バイオ燃料）
農業・林業・土地利用（FOLU）	・ 植林／再植林 ・ REDD+ ・ アグロフォレストリーおよび持続可能な農業
工業的プロセス及び製品使用（IPPU）	・ 産業エネルギー効率化 ・ 排熱回収・利用 ・ 再生可能エネルギーを利用した産業用熱の発生とその利用 ・ 燃料代替 ・ プロセス効率の改善
廃棄物	・ 廃棄物エネルギー化 ・ 埋立地ガス

● 日本以外との国とのパリ協定6条に基づくアプローチ

- スイス：
  2025年5月、ケニアはスイスとの二国間協定を締結した 。同協定により、ケニアをホスト国として排出削減プロジェクトが実施された際、それにより削減された温室効果ガス削減量は、ITMOsとしてスイスのNDC達成に活用される。なお、現時点では具体的なプロジェクトの内容、削減量の見込み等は不明である。

● その他

- シンガポール・英国：
  2025年6月、ケニア・シンガポール・英国の3ヵ国は、炭素クレジットに対する自主的な需要を強化するため、政府主導のイニシアティブ「炭素市場の成長に向けた連合（The Coalition to Grow Carbon Markets）」の設立を発表した。同年11月、同連合はCOP30において、「企業及びその他の購入者による十全性が高い炭素クレジット使用拡大のための共有原則」と炭素市場強化のための行動計画を発表。企業の炭素クレジット使用と政府による支援等について方針を示した。

（出所）"Host Party Participation requirements for Article 6.4 mechanism Kenya"（Kenya, 2025）（https://unfccc.int/documents/651918）、"Bilateral climate agreements"（Federal Office for the Environment FOEN, 2025）（https://www.bafu.admin.ch/bafu/en/home/topics/climate/info-specialists/climate--international-affairs/staatsvertraege-umsetzung-klimauebereinkommen-von-paris-artikel6.html, 2025年7月18日アクセス）、"The Coalition to Grow Carbon Markets"（National Climate Change Secretariat, 2025）（https://www.nccs.gov.sg/the-coalition-to-grow-carbon-markets/, 2025年7月18日アクセス）、"International Coalition Launches Collective Government Backed Framework"（National Climate Change Secretariat, 2025）（https://www.nccs.gov.sg/international-coalition-launches-collective-government-backed-framework/）（2025年12月24日アクセス）

ケニア

6．固有の制度・工夫

● 分野ごとの取組

【地熱・再エネ】

- アフリカ最大の地熱発電国であり、オルカリアやメネンガイなどを中心に地熱資源を活用した低炭素電力供給を推進している。政府は「エネルギー移行・投資計画（ETIP）」に基づき、2030年までに地熱容量を1,500MWへ拡大し、再生可能エネルギー比率90%以上の維持を目指す。
- GDC（地熱開発公社）による掘削・蒸気供給やPPPによる民間連携も進展。Vision 2030では持続可能なエネルギーをグリーン成長の柱のひとつとしてと位置づけており、国際機関の支援も受けながら地域経済の発展と雇用創出を目指している。

【水素・アンモニア】

- 2023年「グリーン水素戦略及びロードマップ」を発表し、国内市場構築、農業・産業・脱炭素化の強化、再生可能エネルギー資源の最大活用を政策目標とする。
- 重点は農業部門の肥料供給（グリーンアンモニア含む）、雇用創出、投資誘致など。

【森林・農地管理】

- 政府はAFR100イニシアティブの一環として、2030年までに510万haの土地を再生する目標を掲げ、2023年には「森林・景観再生実施計画（FOLAREP）」を策定。土地利用区分ごとの炭素吸収ポテンシャルを定量化し、地域別に戦略を立案している。
- 2024年施行の気候変動（炭素市場）規則により、森林再生・農業プロジェクトが炭素市場に正式登録が可能となった。
- 農業分野ではアグロフォレストリーや土壌炭素の蓄積を通じた炭素吸収が推進されており、地域経済や雇用創出にも貢献している。

【AI活用による省エネ】

- 2025年に国家AI戦略2025-2030を策定。エネルギー効率化・環境持続性分野でAIを積極的に活用（IoTセンサーによる設備管理・運用最適化・省電力化など）。AI対応データセンター整備やグリーンエネルギー活用、産業連携モデル実証が進行中。

（出所）ETIP公式PDF、GDC公式サイト、Vision 2030、World Bank Kenya Energy Projects、ケニア環境省プレスリリース（2025年9月29日アクセス）
FOLAREP公式PDF（2023-2027）、Carbon Markets Regulations 2024，Green Hydrogen Strategy and Roadmap for Kenya 2023、Kenya AI Strategy、などから作成

ケニア

7. コミュニケーション履歴

↓会議名をクリックすると会議資料のページにリンクします。

Subject	Date	Agenda
1st Joint Committee in Nairobi	23-Aug-13	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Electronic Decision by the JC	12-Jun-14	Designation of third-party entities (TPEs) - Japan Quality Assurance Organization - JACO CDM., LTD - Lloyd's Register Quality Assurance Limited - KBS Certification Services Pvt. Ltd. - Japan Management Association
Electronic Decision by the JC	30-Sep-14	Designation of third-party entities (TPEs) - TUV Rheinland (China) Ltd
Electronic Decision by the JC	22-Apr-15	Designation of third-party entities (TPEs) - EPIC Sustainability Services Private Limited (EPIC)
Electronic Decision by the JC	14-Sep-15	Designation of third-party entities (TPEs) - ERM Certification and Verification Services Limited (ERM CVS)
2nd Joint Committee in Nairobi	3-Feb-16	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
3rd Joint Committee in Nairobi	23-Mar-17	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Electronic Decision by the JC	10-Sep-17	Adopted Documents Rules of Implementation for the Joint Crediting Mechanism (JCM) (version 03.0) JCM Guidelines for Developing Project Design Document and Monitoring Report (version 03.0) Common Specifications of the JCM Registry
4th Joint Committee in Nairobi	27-Jan-20	詳細は会議資料リンク（会議名をクリック）参照
Electronic Decision by the JC	07-Feb-21	Decision on issuance of credits - KE002 "Introduction of Solar PV System at Salt Factory" for the monitoring period of 14 Dec 16 – 31 Dec 18

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年5月20日アクセス）

ケニア

7. コミュニケーション履歴

↓会議名をクリックすると会議資料のページにリンクします。

Subject	Date	Agenda
Electronic Decision by the JC	26-Jan-24	Designation of third-party entities - LGAI Technological Center S.A. (Applus+ Certification) - Enviance Services Private Limited - Ampere For Renewable Energy

（出所）JCMウェブサイトより作成（https://www.jcm.go.jp/, 2026年5月20日アクセス）